

第151期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(事業報告)

- ・ 会社役員に関する事項の一部
- ・ 当行の株式に関する事項
- ・ 当行の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ・ 業務の適正を確保する体制
- ・ 特定完全子会社に関する事項
- ・ 親会社等との間の取引に関する事項
- ・ 会計参与に関する事項
- ・ その他

(計算書類)

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(連結計算書類)

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

(監査報告書)

- ・ 会計監査人の監査報告書
- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 監査等委員会の監査報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社 清水銀行

電子提供措置事項のうち、法令および当行定款第17条第2項の規定に基づき、株主さまに書面で交付していない事項を本資料に記載しています。

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
東 恵 子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
河 野 誠	
杉 山 高 広	
磯 部 和 明	
小長谷 重 之	
伊 藤 嘉奈子	

(2) 補償契約

該当ありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約

当行は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。

当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数	19,800,020株
発行済株式の総数	11,641,318株

(自己株式122,664株を含む)

(注) 株式給付信託が所有する当行株式199,900株は、発行済株式から控除する自己株式には含めておりません。

(2) 当年度末株主数 5,850名

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当行への出資状況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	917 ^{千株}	7.96%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	614	5.33
清 水 銀 行 従 業 員 持 株 会	531	4.61
鈴 与 株 式 会 社	502	4.36
D B S B A N K L T D 7 0 0 1 7 0	300	2.60
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	297	2.57
S B I 地 銀 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	285	2.47
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	272	2.36
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 E 口 ）	199	1.73
ア イ ザ ワ 証 券 株 式 会 社	170	1.47

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除した上、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	8人	普通株式 17,854株

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2015年8月3日 ③新株予約権の総数 220個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,200株 ⑤新株予約権の行使期間 2015年8月4日から2040年8月3日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	3名
	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年8月1日 ③新株予約権の総数 349個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,490株 ⑤新株予約権の行使期間 2016年8月2日から2041年8月1日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2017年7月31日 ③新株予約権の総数 267個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,670株 ⑤新株予約権の行使期間 2017年8月1日から2042年7月31日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	4名
	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2018年7月30日 ③新株予約権の総数 431個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,310株 ⑤新株予約権の行使期間 2018年7月31日から2043年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2019年7月29日 ③新株予約権の総数 857個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 8,570株 ⑤新株予約権の行使期間 2019年7月30日から2044年7月29日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	4名
	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第6回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2020年8月3日 ③新株予約権の総数 1,122個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 11,220株 ⑤新株予約権の行使期間 2020年8月4日から2045年8月3日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第7回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2021年8月2日 ③新株予約権の総数 1,402個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,020株 ⑤新株予約権の行使期間 2021年8月3日から2046年8月2日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名
	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第8回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年8月1日 ③新株予約権の総数 1,948個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 19,480株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年8月2日から2047年8月1日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 池ヶ谷 正 指定有限責任社員 馬場 淳也	62	(報酬等について監査等委員会が会社法 第399条第1項の同意をした理由) (注) 3

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額62百万円。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
- (イ) コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月1回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
- (ウ) 本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
- (エ) 使用人の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、取締役の法令・定款違反については、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
- (オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスク管理を適切に行うため、「統合的リスク管理規程」を制定し、カテゴリー毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
- (イ) 非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。
 - (イ) 取締役会で決議された事項は、３ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) グループ会社におけるコンプライアンス、当行への適切な報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
 - (イ) 当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
 - (ウ) 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、１名以上配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 補助すべき使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、当該補助業務に関しては取締役（監査等委員である取締役を除く）等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従う。
 - (イ) 補助すべき使用人の人事異動や評価等については監査等委員会の意見を尊重する。

⑧ 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(ア) 当行及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に遅滞なく報告するものとし、当行及びグループ会社の使用人は主管部署を通じて、担当取締役、グループ会社取締役から報告するものとする。また、当行及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、監査等委員会から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。

(イ) 上記の報告を理由として懲罰や人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益になる行為は行わないものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は内部監査部門等との連携を保ち、当行が対処すべき課題、内部管理体制における課題などについて定期的に意見交換を行う。また、監査等委員会は、会計監査人や外部専門家の意見を聴取するなどし、適正な監査に努める。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当行及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当行の監査部がモニタリングしている。

② コンプライアンス

当行は、当行及びグループ各社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、行内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っている。また、当行は法令等遵守規程「コンプライアンス報告制度」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めている。

③ リスク管理体制

(ア) 当行は、リスク管理に関する基本規程として「統合的リスク管理規程」を定め、取締役会を中心としたリスク管理体制を構築している。この規程に基づき、各種のリスクカテゴリーごとに「リスク管理規則」「リスク管理手続」を制定し、具体的な管理の実施方法等を定めるとともに、取締役会や経営会議への報告等を行っている。

(イ) 当行は、実効性のあるリスク管理を行うため、年度ごとのリスク管理に関する計画を策定し、これに基づくリスクの把握、分析、評価を実施している。

④ 内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当行及びグループ各社の内部監査を実施している。

特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

会計参与に関する事項

該当ありません。

その他

該当ありません。

第151期 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	10,816	7,413	7,413	8,670	50,632	1,954	61,256
当期変動額							
剰 余 金 の 配 当						△690	△690
別途積立金の積立					1,000	△1,000	－
当 期 純 利 益						2,087	2,087
自己株式の取得							
自己株式の処分						△17	△17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	1,000	379	1,379
当期末残高	10,816	7,413	7,413	8,670	51,632	2,333	62,635

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△700	78,785	△12,276	486	△11,790	117	67,112
当期変動額							
剰 余 金 の 配 当		△690					△690
別途積立金の積立		－					－
当 期 純 利 益		2,087					2,087
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	132	115					115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,975	1,902	4,877	△4	4,873
当期変動額合計	132	1,511	2,975	1,902	4,877	△4	6,385
当期末残高	△568	80,297	△9,301	2,388	△6,912	112	73,497

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～50年

その他 3年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から損益処理

7. 収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務及び保護預り・貸金庫業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,736百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に基づき貸倒引当金を計上しております。

このうち、事業性貸出金に係る債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて格付自己査定システムで判定された信用格付を基礎とし、定性的な情報を加味して、決定しております。

② 主要な仮定

債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。これには、債務者の実態としての財務内容、業種・業界の特性、物価高騰等による影響を踏まえた事業の継続性や収益性の見通し、資金繰り、キャッシュ・フローを考慮した債務償還能力、経営改善計画等の合理性及び実現可能性、経営改善計画等の修正を検討している先についてはその策定見込み、金融機関等の支援状況等が含まれ、債務者の実態を踏まえ個別に評価し、設定しております。また、物価高騰等の影響は今後一定期間継続すると想定しており、この期間においては貸出先の経済活動に影響が生じるものの、政府等の経済対策や金融機関の支援により、信用リスクへの影響は多額とはならないと仮定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 7,337百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）における企業分類、将来の課税所得、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等の見積りに基づき、将来の税金負担額を軽減する効果があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。なお、将来の課税所得は、過去及び足元の実績を踏まえた将来の経済環境予測等を考慮して策定した収益計画等に基づいて見積っております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の前提となる収益計画における将来見通しであります。収益計画については、過去及び足元の実績を踏まえた将来の経済環境予測等を考慮して、貸出金平均残高及び貸出金利回り、有価証券平均残高及び有価証券利回り並びに役務取引等収益等を見積もっております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

経済条件の変動等により将来課税所得に見直しが必要となった場合、翌事業年度に係る計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 399百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,645百万円
危険債権額	4,889百万円
要管理債権額	811百万円
三月以上延滞債権額	103百万円
貸出条件緩和債権額	707百万円
合計額	13,346百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,643百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	96,113百万円
貸出金	7,553百万円
その他資産	50百万円

担保資産に対応する債務

預金	16,538百万円
借入金	73,000百万円

上記のうち、為替決済等の取引の担保として、有価証券22,923百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金570百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、297,160百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が294,789百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高91,163百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 24,553百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 307百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は18,776百万円であります。

9. 関係会社に対する金銭債権総額 8,701百万円

10. 関係会社に対する金銭債務総額 4,122百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引

(1) 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	347百万円
役務取引等に係る収益総額	43百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	32百万円

(2) 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	73百万円
役務取引等に係る費用総額	83百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	609百万円

(株主資本等変動計算書関係)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	401,825	493	79,754	322,564	(注)
合 計	401,825	493	79,754	322,564	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。	
単元未満株式の買取りによる増加	493株
減少数の内訳は次のとおりであります。	
株式給付信託からの給付による減少	58,900株
譲渡制限付株式報酬としての処分による減少	17,854株
ストック・オプションの権利行使による減少	3,000株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	△19

2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	399
関 連 法 人 等 株 式	—

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	14,756	8,145	6,610
	債券	9,181	9,137	43
	国債	4,604	4,592	11
	地方債	—	—	—
	社債	4,577	4,545	32
	その他	15,456	14,924	532
	外国債券	—	—	—
	小計	39,395	32,208	7,187
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,491	3,548	△57
	債券	167,190	183,668	△16,478
	国債	72,774	84,336	△11,562
	地方債	45,334	48,584	△3,250
	社債	49,082	50,747	△1,665
	その他	54,496	59,213	△4,717
	外国債券	20,774	21,094	△319
	小計	225,178	246,431	△21,253
合 計		264,573	278,639	△14,066

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	1,448
組 合 出 資 金	1,594

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,423	581	－
債券	30,790	8	1,357
国債	1,521	－	171
地方債	26,762	8	1,093
社債	2,505	－	93
その他	17,149	730	748
外国債券	－	－	－
合 計	50,363	1,320	2,106

7. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

(金銭の信託関係)

- 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)
該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)
該当ありません。
- その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (百万円)
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	1,001	1,000	1	1	－

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,484百万円
繰越欠損金 (注2)	1,531
有価証券償却	689
退職給付引当金	1,162
ソフトウェア等償却	179
土地評価損	248
賞与引当金	128
減価償却	69
その他有価証券評価差額金	4,764
その他	309
繰延税金資産小計	10,569
評価性引当額 (注1)	△1,818
繰延税金資産合計	8,750
繰延税金負債	
退職給付信託設定差益	△261
その他	△1,151
繰延税金負債合計	△1,412
繰延税金資産の純額	7,337百万円

(注1) 評価性引当額が3,404百万円減少しております。この減少は、その他有価証券評価差額金に係る一時差異の減少等によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年内 (百万円)	1年超 2年内 (百万円)	2年超 3年内 (百万円)	3年超 4年内 (百万円)	4年超 5年内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税 務 上 の 繰 越 欠 損 金 (* 1)	—	—	—	—	—	1,531	1,531
評 価 性 引 当 額	—	—	—	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産 (* 2)	—	—	—	—	—	1,531	1,531

(* 1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(* 2) 税務上の繰越欠損金1,531百万円について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

(関連当事者との取引)
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子 会 社	清水信用保証 株式会社	所有 直接100%	貸出金の 被保証 (注1) 役員の兼任	当行の住宅ローン 債権等に対する 被保証 (注2)	239,646 (注3)	—	—

- (注) 1.当行は、清水信用保証株式会社より、住宅ローン債権等に対する保証を受けております。
2.保証条件は、保証対象となっている住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。
3.取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	6,483円45銭
1株当たりの当期純利益金額	184円95銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	183円86銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（従業員持株会処分型）」が保有する自己株式は、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益の算定上、当事業年度末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産及び1株当たり純利益の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末発行済株式数は199千株、期中平均株式数は225千株であります。

(ストック・オプション等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

第151期 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,816	7,584	63,934	△700	81,634
当期変動額					
剰余金の配当			△690		△690
親会社株主に帰属する当期純利益			2,000		2,000
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△17		132	115
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△17	1,309	132	1,424
当期末残高	10,816	7,567	65,243	△568	83,058

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△12,252	486	1,667	△10,099	117	1,597	73,250
当期変動額							
剰余金の配当							△690
親会社株主に帰属する当期純利益							2,000
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							115
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,984	1,902	1,384	6,271	△4	70	6,337
当期変動額合計	2,984	1,902	1,384	6,271	△4	70	7,762
当期末残高	△9,268	2,388	3,051	△3,827	112	1,668	81,012

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

清水ビジネスサービス株式会社

清水総合メンテナンス株式会社

株式会社清水地域経済研究センター

清水信用保証株式会社

清水リース&カード株式会社

清水総合コンピュータサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

清水みなとSBI地域共創投資事業有限責任組合

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

清水みなとSBI地域共創投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 6社

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

当行の商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社6社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

① リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との契約から生じる収益

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務及び保護預り・貸金庫業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額を認識しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）および「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在精査中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 7,836百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に基づき貸倒引当金を計上しております。

このうち、事業性貸出金に係る債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて格付自己査定システムで判定された信用格付を基礎とし、定性的な情報を加味して、決定しております。

② 主要な仮定

債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。これには、債務者の実態としての財務内容、業種・業界の特性、物価高騰等による影響を踏まえた事業の継続性や収益性の見通し、資金繰り、キャッシュ・フローを考慮した債務償還能力、経営改善計画等の合理性及び実現可能性、経営改善計画等の修正を検討している先についてはその策定見込み、金融機関等の支援状況等が含まれ、債務者の実態を踏まえ個別に評価し、設定しております。また、物価高騰等の影響は今後一定期間継続すると想定しており、この期間においては貸出先の経済活動に影響が生じるものの、政府等の経済対策や金融機関の支援により、信用リスクへの影響は多額とはならないと仮定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 6,196百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）における企業分類、将来の課税所得、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等の見積りに基づき、将来の税金負担額を軽減する効果があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。なお、将来の課税所得は、過去及び足元の実績を踏まえた将来の経済環境予測等を考慮して策定した収益計画等に基づいて見積っております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の前提となる収益計画における将来見通しであります。収益計画については、過去及び足元の実績を踏まえた将来の経済環境予測等を考慮して、貸出金平均残高及び貸出金利回り、有価証券平均残高及び有価証券利回り並びに役務取引等収益等を見積もっております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

経済条件の変動等により将来課税所得に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,917百万円
危険債権額	4,889百万円
要管理債権額	811百万円
三月以上延滞債権額	103百万円
貸出条件緩和債権額	707百万円
合計額	13,618百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,643百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	96,113百万円
貸出金	7,553百万円
その他資産	50百万円

担保資産に対応する債務

預金	16,538百万円
借入金	73,000百万円

上記のうち、為替決済等の取引の担保として、有価証券22,923百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金594百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、300,890百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が298,519百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高91,163百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 25,798百万円

6. 有形固定資産の圧縮記帳額 307百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は18,776百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,292百万円を含んでおります。

2. 「その他業務費用」には、国債等債券売却損1,442百万円を含んでおります。

3. 「その他の経常費用」には、投資事業組合運用損814百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	11,641,318	—	—	11,641,318	
合 計	11,641,318	—	—	11,641,318	
自己株式					
普通株式	401,825	493	79,754	322,564	(注)
合 計	401,825	493	79,754	322,564	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 493株

減少数の内訳は次のとおりであります。

 株式給付信託からの給付による減少 58,900株

 譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 17,854株

 ストック・オプションの権利行使による減少 3,000株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計 年度末		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			112	
合 計			—			112	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	344百万円	30円	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	345百万円	30円	2025年9月30日	2025年12月10日
合計		690百万円			

配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」が保有する自行株式への配当金14百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	345百万円	利益剰余金	30円	2026年3月31日	2026年6月25日

配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」が保有する自行株式への配当金5百万円が含まれております。

なお、上記については、2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として提案しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る業務を行っております。当行では、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動リスクの回避等を目的として、資産・負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

また、当行の一部の連結子会社には、信用保証業務を行っている子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に貸出金及び有価証券であり、金融負債では、主に預金及び借入金となっております。また、リース業務を行う連結子会社において、リース資産を保有しております。

貸出金は、主として国内の取引先に対するものであり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、価格変動リスクに、外貨建債券については為替変動リスクに晒されております。

預金及び借入金は、一定の環境の下で当行及び当行グループが市場で調達できない場合、支払期日にその支払いを実行できなくなるなど、流動性リスクに晒されております。

当行の保有する金融商品は、資産・負債ともに変動金利または期間1年以内の短期間のものの資金運用及び資金調達が中心となっております。固定金利による資金運用及び資金調達については、金利変動リスクに晒されていることから、円金利スワップ取引を行うことによって当該リスクを回避しております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されており、先物為替予約等を行うことにより当該リスクを回避しております。

ALMの一環として、デリバティブ取引（円金利スワップ取引）を行っております。当行では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である預金・貸出金に係る金利変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ有効性評価の方法に関しては、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

一部の連結子会社では、貸出金や株式による資金運用及び借入金による資金調達を行っております。当該金融商品は金利変動リスク、流動性リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、経営の健全性を確保するため、「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しております。これに基づき、各リスクカテゴリーにリスク所管部門を設置するとともに、具体的な管理の方法等を定めた、リスク管理規則及びリスク管理手続等を制定しております。また、当行が抱えるリスクを一元的に管理するため、総合統括部にリスク統括室を設置しております。

① 信用リスクの管理

当行グループは、「統合的リスク管理規程」に基づき、審査部をリスク所管部門としております。

信用リスクに関する各種の情報については、速やかに取締役会等に報告がなされ、的確かつ迅速な与信判断を行うことができる態勢としております。

また、貸出先の信用リスクを統一的な尺度で測るため信用格付制度を導入し、リスク量の計測や適切なポートフォリオ管理に努め、リスクの分散と安定した収益確保に努めております。

② 市場リスクの管理

i. 金利リスクの管理

当行では、金利リスクは、市場リスクの一つとして位置付け、管理しております。市場リスク管理については、取締役会にて承認された「統合的リスク管理規程」において、総合統括部リスク統括室をリスク所管部門としております。債券等の時価評価及び金利リスクに関する情報は日次管理しており、総合統括部担当取締役、市場営業部担当取締役に報告されております。

預金、貸出金及びオフバランス取引等の金利リスクについては、月次管理しております。

これら金利リスクの状況は、A L M体制の枠組みの中で、月次で経営会議及びA L M収益管理委員会に報告されております。

連結子会社の金利リスクについては、資産・負債の構成が、銀行単体に比して少額であることから、リスク計測をしておりません。

ii. 為替リスクの管理

当行では、為替の変動リスクに関して、外貨建資産及び負債ごとに管理しており、先物為替予約等を利用し、リスク回避を行っております。

iii. 価格変動リスクの管理

当行では、出資等または株式等エクスポージャーは、市場リスクの一つとして位置付け、管理しております。

株式等の時価評価及び価格変動リスクに関する情報は日次管理しており、総合統括部担当取締役、市場営業部担当取締役に報告されております。

出資等または株式等エクスポージャーの価格変動リスクについては、他の市場リスクのリスクファクターとともに、経営会議やA L M収益管理委員会に報告されております。

連結子会社の保有する出資等または株式等エクスポージャーは、非上場株式が中心であり、価格変動の影響が軽微であることから、リスク計測を行っておりません。

iv. デリバティブ取引

当行では、デリバティブ取引に関して、当行の金利変動等のリスクヘッジを目的としてデリバティブ取引に取り組んでおり、仕組みが複雑で投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引の状況については、月次で管理しており、A L M体制の枠組みの中で、経営会議、A L M収益管理委員会に報告されております。

v. 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループにおいて、売買目的有価証券を有する会社は当行のみであります。売買目的有価証券として保有している有価証券は「商品有価証券」であり、当該有価証券のリスク管理については、バリュー・アット・リスク(VaR)を用いて算出しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間720日)を採用しており、2026年3月31日におけるVaRは3百万円であります。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」の債券、株式及び投資信託、「預金」、及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。なお、当行グループのうち、当行以外では、金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける金融商品の保有額が少額であるため、リスク管理の対象としておりません。

これらの金融資産及び金融負債について、金利の変動リスク及び価格変動リスクの管理にあたり、VaRを用いて定量的に分析し、内部管理に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法(信頼区間99%、観測期間720日)を採用しております。保有期間については、金融商品の保有目的などに応じて20日、60日、240日のいずれかを適用しております。

2026年3月31日におけるVaRは、貸出金、有価証券、預金及び金利スワップ取引の合計で16,697百万円であります。

上記(ア)(イ)のVaRは、過去の相場変動を基に統計的な手法で算出した、一定の確率で発生しうる市場リスク量を表しており、過去の観測期間内の相場変動に比して著しく大きな変動を伴う市場環境においては、そのリスクを正確に捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。

また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券 その他有価証券	264,661	264,661	—
(2) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	1,268,295 △7,515		
	1,260,779	1,244,678	△16,101
資産計	1,525,440	1,509,339	△16,101
(1) 預金	1,631,520	1,631,543	23
(2) 借入金	77,178	77,172	△5
負債計	1,708,698	1,708,716	17
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(578)	(578)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,430	3,430	—
デリバティブ取引計	2,852	2,852	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	1,449
組合出資金（＊3）	1,594

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行なったものではありません。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	210,809	—	—	—	—	—
有価証券	20,001	40,454	57,840	18,205	18,721	41,922
其他有価証券の うち満期があるもの	20,001	40,454	57,840	18,205	18,721	41,922
貸出金（*）	126,412	88,444	130,676	82,323	139,025	571,406
合計	357,222	128,899	188,517	100,528	157,747	613,329

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない
12,801百万円、期間の定めのないもの117,205百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	1,529,351	71,149	31,019	—	—	—
借入金	76,026	977	167	7	—	—
合計	1,605,377	72,126	31,186	7	—	—

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	77,378	45,334	—	122,712
社債	—	35,099	18,560	53,659
株式	18,335	—	—	18,335
その他	6,401	63,551	—	69,953
デリバティブ取引				
金利関連	—	3,430	—	3,430
通貨関連	—	11	—	11
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
資産計	102,115	147,428	18,560	268,103
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	525	—	525
クレジット・デリバティブ	—	—	65	65
負債計	—	525	65	590

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	47,790	1,196,887	1,244,678
資産計	—	47,790	1,196,887	1,244,678
預金	—	1,631,543	—	1,631,543
借用金	—	77,172	—	77,172
負債計	—	1,708,716	—	1,708,716

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利や信用スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、主に、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、債権額から個別貸倒引当金を控除した金額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、連結決算日における新規預入金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、新規借入利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブが含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2026年3月31日)

	評価技法	重要な観察できない インプット	インプット の範囲	インプット の加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	現在価値技法	信用スプレッド	0.93%-1.93%	1.36%
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	1.01%-1.30%	1.05%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益 又は その他の包括利益		購 入、 却、 売 発 行 及 決 純 額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額 のうち連結 貸借対照表 日において 保有する 金融資産及び 金融負債の 評価損益 (*1)
		損 益 計 上 (*1)	その他の 包括利益 に 計 上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	20,153	－	△212	△1,380	－	－	18,560	－
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ	△87	22	－	－	－	－	△65	22

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは各取引部門において時価の算定に関する手続等を定めており、内容の適切性及び運用状況についてリスク管理部門が評価、検証しております。算定された時価は、独立した評価部門において、評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の手続等に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドの著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△19

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (2026年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	14,844	8,172	6,671
	債券	9,181	9,137	43
	国債	4,604	4,592	11
	地方債	—	—	—
	社債	4,577	4,545	32
	その他	15,456	14,924	532
	外国債券	—	—	—
	小 計	39,482	32,234	7,247
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,491	3,548	△57
	債券	167,190	183,668	△16,478
	国債	72,774	84,336	△11,562
	地方債	45,334	48,584	△3,250
	社債	49,082	50,747	△1,665
	その他	54,496	59,213	△4,717
	外国債券	20,774	21,094	△319
	小 計	225,178	246,431	△21,253
合 計		264,661	278,666	△14,005

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金 (連結貸借対照表計上額3,043百万円) については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,423	581	—
債券	30,790	8	1,357
国債	1,521	—	171
地方債	26,762	8	1,093
社債	2,505	—	93
その他	17,149	730	748
外国債券	—	—	—
合 計	50,363	1,320	2,106

6. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,001	1,000	1	1	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る業務を行っております。各業務の主な財又はサービスの種類は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務及び保護預り・貸金庫業務等に付随する役務提供であります。また、各業務の収益額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	銀行業	リース業・ クレジット カード業	計	その他	合計	調整額	連結損益 計算書 計上額
役務取引等収益							
預金・貸出業務	485	—	485	—	485	—	485
為替業務	920	—	920	—	920	—	920
証券関連業務	1,189	—	1,189	—	1,189	—	1,189
代理業務	734	—	734	—	734	—	734
保護預り・貸金庫業務	61	—	61	—	61	—	61
その他	797	308	1,106	86	1,192	—	1,192
顧客との契約から生じる収益	4,188	308	4,497	86	4,583	—	4,583
上記以外の経常収益	22,633	6,076	28,709	381	29,091	—	29,091
外部顧客に対する経常収益	26,822	6,384	33,206	468	33,674	—	33,674

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

会計方針に関する事項の(10)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 7,000円 1銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 177円20銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 176円16銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(従業員持株会処分型)」が保有する自己株式は、1株当たり純資産及び1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益の算定上、当連結会計年度末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産及び1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末発行済株式数は199千株、期中平均株式数は225千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当ありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別の ストック・オプションの数（注）	普通株式5,290株	普通株式8,380株	普通株式4,460株	普通株式7,190株
付与日	2015年8月3日	2016年8月1日	2017年7月31日	2018年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2015年8月4日から 2040年8月3日まで	2016年8月2日から 2041年8月1日まで	2017年8月1日から 2042年7月31日まで	2018年7月31日から 2043年7月30日まで

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）7名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（監査等委員である 取締役及び社外取締役を除く）8名	当行の取締役（監査等委員である 取締役及び社外取締役を除く）8名
株式の種類別の ストック・オプションの数（注）	普通株式10,430株	普通株式13,050株	普通株式15,460株	普通株式21,580株
付与日	2019年7月29日	2020年8月3日	2021年8月2日	2022年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2019年7月30日から 2044年7月29日まで	2020年8月4日から 2045年8月3日まで	2021年8月3日から 2046年8月2日まで	2022年8月2日から 2047年8月1日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	2015年 Stock・オプション	2016年 Stock・オプション	2017年 Stock・オプション	2018年 Stock・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	2,200株	3,490株	2,670株	4,310株
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	2,200株	3,490株	2,670株	4,310株

	2019年 Stock・オプション	2020年 Stock・オプション	2021年 Stock・オプション	2022年 Stock・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	9,190株	11,830株	14,740株	20,530株
権利確定	—	—	—	—
権利行使	620株	610株	720株	1,050株
失効	—	—	—	—
未行使残	8,570株	11,220株	14,020株	19,480株

②単価情報

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権 利 行 使 価 格	1 円	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	－	－	－	－
付与日における 公正な評価単価	3,500円	2,731円	3,278円	2,121円

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権 利 行 使 価 格	1 円	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	1,363円	1,363円	1,363円	1,363円
付与日における 公正な評価単価	1,731円	1,418円	1,434円	1,383円

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 場 淳 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 清水 銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 場 淳 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 清水銀行 監査等委員会
常 勤 監 査 等 委 員 数 崎 文 敏 ㊟
監 査 等 委 員 磯 部 和 明 ㊟
監 査 等 委 員 小 長 谷 重 之 ㊟
監 査 等 委 員 伊 藤 嘉 奈 子 ㊟

(注) 1. 監査等委員磯部和明、小長谷重之及び伊藤嘉奈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上